

体罰に関する考え方（分類）

R7 更新

名称	特徴	態様	考え方
体罰	暴行・傷害行為 (肉体的苦痛)	直接的行為（例：強く叩く、殴る、蹴る、転倒させる等） 間接的行為（例：正座、直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）	肉体的苦痛を与える違法な行為である。
不適切な行為	不適切な指導 (肉体的負担)	軽微な有形力の行使（例：つねる、小突く、押さえつける、げんこつで押す、襟首をつかむ、胸ぐらをつかむ等）	肉体的負担を与える程度の軽微な有形力の行使であり、不適切な行為である。他の適切な指導方法に代えていかなければならない。
	行きすぎた指導 (肉体的・精神的負担)	目的は誤っていないが、指導内容や方法等が発育、発達、心身の現況に適合していない過剰な指導（例：部活などにおいて毎日休みなく練習させる、経験したことがない長時間の練習メニューを課す等）	執拗且つ過度に肉体的・精神的負荷を与える指導であり、不適切な行為である。他の適切な指導方法に代えていかなければならない。
	暴言等 (精神的苦痛・負担)	恐怖感、不信感、侮辱感、人権侵害などの精神的苦痛・負担を与える言動（例：ののしる、威嚇する、人格を否定する、バカにする、集中的に批判する、犯人扱いする等）	精神的苦痛・負担を与える言動であり、不適切な行為である。他の適切な指導方法に代えていかなければならない。
指導の範囲内	教育的指導 (肉体的苦痛・負担を伴わない)	やむを得ずに行われた極めて軽微な有形力の行使（例：騒ぐ児童生徒の腕をつかんで連れて行く、短時間の正座をさせての説諭、肩をつかんで身体を軽く揺する、寝ている児童生徒の肩をたたく等）	注意喚起や指導を浸透させるための肉体的苦痛・負担を与えない程度の指導である。極めて軽微であっても有形力を行使する以上、トラブルが多いことに注意が必要である。
正当防衛 正当行為 緊急避難	児童生徒や教職員の生命・身体・財産に対する危険を回避するための行為	防衛・制止・危険回避のために、やむを得ずした有形力の行使（例：攻撃をかわすために押す、喧嘩している児童生徒を抑え込む、飛び降りようとしている児童生徒を引き倒す等）	肉体的苦痛・負担を伴う有形力の行使であるが、通常、正当防衛、正当行為、緊急避難として判断される場合は、違法性が否定される。
適切な指導	適正な教育的指導 ・懲戒行為	学校教育法施行規則に定める訓告・停学・退学のほか、注意、警告、叱責、説諭、訓戒（例：授業中に物を投げる、立ち歩くなど、指導の必要な児童生徒を叱って席につかせる、教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課す、学校当番を多く割り当てる、放課後等に教室に残留させる等）	児童生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁であり、「適正な懲戒権の範囲」内である（但し、肉体的苦痛を伴わないに限る）。

※この表は目安であり、児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。